

04

『子どもまんなか社会って？』

～こどもの声を聴き居場所に反映するには～』

R8.1.30 (金)

13:30～16:00

@高松市男女共同参画センター

参加者35名

講師 土肥 潤也さん (NPO法人わかもののみち)
グラフィックレコーディング講師 佐野 春香さん

冒頭では、「こどもまんなか」という言葉が生まれた背景として、こども家庭庁の設立やこども基本法の位置づけについて説明がありました。こども家庭庁は新たな予算が大幅に増えた訳ではなく、各省庁のこども関連予算を集約して運営されている点が示され、参加者の間では改めて驚きと再認識の声が見られました。

こども基本法の重要なポイントとして、こどもを「心身の発達の過程にある者」と定義し、年齢による明確な区切りを設けていない点が挙げられました。これは、年齢によって支援対象から外れてしまう若者が生じることへの問題意識から生まれたものであり、現代の多様な若者の状況を踏まえた考え方であると説明されました。また、教育現場においては、校則づくりに子どもが参画することが、自分たちの身近な課題を主体的に考え、解決する経験につながるとされ、国もその取り組みを推奨している事例が紹介されました。

続いて、2024年9月に開館した「みんなの公民館まる」の取り組みが紹介されました。こどもが主体的に参画して開館準備から運営まで関わり、「やってみたい」と思ったことを実現できた経験や、「またこの人たちと何かをしたい」といった思いが生まれたことが強調されました。子どものころから、自分の声や行動によって社会を変えられるという実感を得ることは、将来にわたる人生の土台となり、自己決定や挑戦する力につながると述べられ、参加者は現場で活かせる多くの示唆を得た様子でした。

04

